

災害廃棄物関係支援協定一覧

1. 自治体

1.1 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定 (平成 13 年 3 月)

項 目	内 容
協 定 者	県内全市町及び一部事務組合 ※県は協定締結の立会者
主な内容	災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、県内の全市町及び一般廃棄物処理を行っている一部事務組合は、相互に援助を行う。

1.2 災害応援に関する協定書 (平成 7 年 11 月)

項 目	内 容
協 定 者	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、 静岡県 、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
主な内容	仮設トイレ、ごみ・し尿収集車の提供及び斡旋 し尿処理施設・ごみ焼却施設の提供

1.3 震災時等の相互応援に関する協定 (平成 8 年 6 月)

項 目	内 容
協 定 者	東京都、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、山梨県、群馬県、 静岡県 、埼玉県、長野県
主な内容	ごみ・し尿処理業務の提供若しくは斡旋

1.4 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
(平成 18 年 7 月)

項 目	内 容
協 定 者	全都道府県 ※全国を知事会単位の 7 ブロックに分け、地震等の大規模災害が発生した場合、各ブロック知事会や都道府県間の個別協定では対策が十分でない場合に、被災都道府県が応援を要請し、全国知事会の調整の下に広域応援が行われる。 本県は、中部圏と関東圏の両ブロック知事会に属しているが、本協定上では中部圏知事会ブロックに属する。
主な内容	ごみ・し尿処理業務の提供若しくは斡旋

2. 事業者団体

2.1 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定 (平成 17 年 3 月)

項 目	内 容
協 定 者	県と静岡県環境整備事業協同組合（静環協） 県と日本環境保全協会静岡県連合会（保全協）
主な内容	災害時におけるし尿浄化槽汚泥等の収集運搬について、被災地域の市町から支援協力要請があった場合、原則として無償で支援協力を行う。

※県内のし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬業者で構成する団体

2.2 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (平成 19 年 11 月)

項 目	内 容
協 定 者	県と公益社団法人静岡県産業廃棄物協会
主な内容	大規模災害時における災害廃棄物の処理等について、被災地域の市町又は一部事務組合から支援協力要請があった場合、協会が支援協力を行う。(費用負担については、原則として有償) 仮置場の運営も支援の対象。